

第133回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年3月27日（木曜日）午前10時
（受付開始予定時刻：午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号
トリイ日本橋ビル
当社本社 10階会議室

書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後5時30分まで

目次

第133回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	9
計算書類	33
監査報告書	35



鳥居薬品株式会社

証券コード 4551

証券コード：4551
2025年3月6日
(電子提供措置の開始日 2025年2月28日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号

鳥居薬品株式会社

代表取締役社長 松 田 剛 一

第133回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第133回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会資料の電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスし、画面をスクロールしていただき、「株主総会関連資料」の項目をご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.torii.co.jp/ir/stock/info.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスし、「銘柄名（会社名）」に「鳥居薬品」又は「コード」に当社証券コード「4551」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択してご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内（3頁～4頁）」に従って、2025年3月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日）午前10時
（受付開始予定時刻：午前9時）
 2. 場 所 東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号 トリイ日本橋ビル
当社本社 10階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
- 報告事項 第133期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告及び
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 本株主総会におきましては、当社は、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に対して、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面からも記載を省略することとしておりますので、お送りする書面には記載しておりません。
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表したがって、当該書面に記載している事項は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権行使は、以下の方法がございます。5頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

●株主総会にご出席の場合



日 時 2025年3月27日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

●書面による議決権行使の場合



行使期限 2025年3月26日（水曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

●電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合



行使期限 2025年3月26日（水曜日）午後5時30分入力完了分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は4頁をご覧ください

- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を電磁的方法（インターネット等）により複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

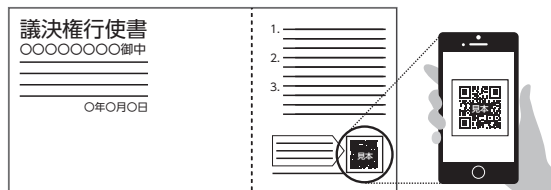
行使期限

2025年3月26日（水曜日）午後5時30分入力完了分まで

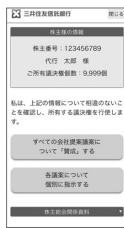
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

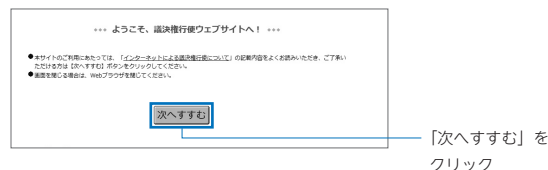
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

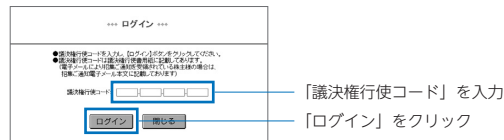
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

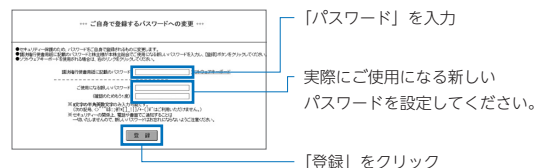
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120-652-031 受付時間：午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適正な利潤の還元を経営の重要課題の一つと認識しております。株主還元につきましては、継続的かつ安定的な配当の実施を基本方針としつつ、事業投資を通じた中長期的な企業価値の向上を実現することが株主の皆様の期待に応えることになると認識しております。

上記基本方針・考え方の下、将来の事業成長を目指した中長期的な視野に立った投資や財務の状況等を勘案したうえで、第133期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき金60円 総額1,686,673,920円
なお、これにより、中間配当の金60円を含めた当期の年間配当は、1 株につき金120円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年3月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役松田剛一、近藤紳雅の2氏は任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会は、各候補者について、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1	こん 近	どう 藤	のぶ 紳	まさ 雅
---	---------	---------	---------	---------

再任

■ 生年月日

1968年9月28日

■ 所有する当社株式の数

5,606株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月	日本たばこ産業株式会社入社
2012年7月	同社CSR推進部長
2015年10月	同社医薬事業部事業企画部 調査役
2016年1月	同社医薬事業部事業管理部 調査役
2016年3月	当社経営企画部長
2019年3月	執行役員 企画・支援グループリーダー兼経営企画部長
2019年10月	執行役員 企画・支援グループリーダー
2020年3月	常務執行役員 企画・支援グループリーダー
2024年3月	代表取締役副社長（現任）

取締役候補者とした理由

当社及び当社親会社の経営企画部門等における豊富な業務経験を通じて、会社経営全般に関する高い見識を有しております。また、これまで当社執行役員及び当社代表取締役副社長として会社経営に参画・従事しております。これらの経験や見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

2

ふじ
藤
わら
原
かつ
勝
のぶ
伸

新任

■ 生年月日

1963年10月24日

■ 所有する当社株式の数

8,628株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月	当社入社
2008年 6 月	横浜支店長
2009年 6 月	プロダクトマネジメント部長
2011年 4 月	理事 プロダクトマネジメント部長
2012年 6 月	執行役員 大阪支店長
2014年 6 月	執行役員 営業企画部長
2017年 3 月	取締役 医薬営業グループリーダー兼 プロダクトマネジメント部長
2018年 1 月	取締役 医薬営業グループリーダー
2019年 3 月	取締役 医薬営業グループリーダー兼 営業企画部長
2019年10月	取締役 医薬営業グループリーダー
2020年 3 月	常務執行役員 医薬営業グループリーダー（現任）

取締役候補者とした理由

当社医薬営業部門における豊富な業務経験を通じて、医薬営業分野に関する高い見識を有しております。また、これまで当社執行役員及び当社取締役として会社経営に参画・従事しております。これらの経験や見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 近藤紳雅氏は、2019年3月26日まで、当社の親会社である日本たばこ産業株式会社の使用人でありました。過去10年間の親会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害（被保険者の業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を指します。）を当該保険により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求の場合等、一定の免責事由があるほか、一定の免責金額が定められております。現在、当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、各取締役候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定であり、当該保険契約は2025年4月に更新する予定であります。

(ご参考) 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すため、取締役会につきましては、それぞれの役割・責務に応じた多様な分野の知見、専門性、経験等を備えた、バランスのとれた構成としております。また、当社は、経営の意思決定及び監督と業務執行の分離を目的として、執行役員制度を導入しております。

取締役会及び執行役員の体制の下、企業理念及び中長期事業ビジョン「VISION2030」の実現に向け備えるべき専門性や経験等については、企業経営全般に関する豊富な経験や見識のほか、事業運営の根幹（医薬品の安定供給と品質保証、コンプライアンス）及び事業戦略（既存製品及び開発品の価値最大化、新規導入品の獲得）の遂行の観点から選定しております。

本定時株主総会において、第2号議案が原案どおり承認された場合における各取締役及び執行役員が備える専門性や経験等は次のとおりです。

	氏名	役職	担当	専門性・経験									資格
				企業経営・ 経営戦略	法・ コンプライアンス・ リスクマネジメント	財務・ 会計	カスタマリテイ	販売・ マーケティング	事業 開発	研究 開発	生産・ 品質保証	国際 経験	
取締役	近藤 紳雅	代表取締役社長		●	●	●	●						
	藤原 勝伸	取締役	医薬営業グループ担当	●				●					
取締役	松村 卓治	社外取締役			●								弁護士
監査等委員	真鍋美穂子	社外取締役		●	●	●	●					●	CFA
	藤田 研一	社外取締役		●	●	●	●	●	●			●	
執行役員	有川伸一郎	常務執行役員	企画・支援グループリーダー	●	●	●	●					●	
	西野 範昭	執行役員	信頼性保証グループリーダー	●						●	●		薬剤師
	松田 浩二	執行役員	生産グループリーダー	●						●	●		薬剤師
	竹内裕一郎	執行役員	医薬営業グループリーダー					●					
	松尾 弦	執行役員	価値創造グループリーダー						●	●		●	薬剤師

以 上

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度の医薬品業界を取り巻く事業環境は、研究開発の高度化・難化による投資リスクが増大する中で、ウクライナ・中東情勢等の地政学リスクの高まりに伴う資源・原材料価格の高騰、円安進行に伴う物価上昇に加え、医療費抑制策としての薬価制度の改革（毎年薬価改定等）、後発品の使用促進の影響等により大変厳しいものとなりました。

このような状況の下、当社では、「中期経営計画2024-2026」＊を策定し、中長期事業ビジョン「VISION2030」の実現に向けて、成長戦略の各施策とステークホルダーからの信頼維持策に取り組んでまいりました。

※「中期経営計画2024-2026」2024年度の進捗状況につきましては、「(5) 対処すべき課題」に記載しております。

当事業年度の経営成績につきましては、以下のとおりです。

区分	第132期 2023年度	第133期 2024年度 (当事業年度)	増減額	増減率
売上高 (百万円)	54,638	60,426	5,788	10.6%
営業利益 (百万円)	5,035	6,798	1,762	35.0%
研究開発費控除前営業利益 (百万円)	8,526	9,622	1,096	12.9%
経常利益 (百万円)	5,307	6,926	1,618	30.5%
当期純利益 (百万円)	4,119	5,042	922	22.4%

※中期経営計画の利益面の計数指標としては、将来の導入品獲得に向けて、当面は研究開発投資を積極的に実施することから、研究開発費控除前営業利益を設定しております。

(売上高)

売上高は、皮膚疾患領域及びアレルギー領域における販売数量の伸長等により、60,426百万円と前事業年度に比べ5,788百万円（10.6%）増加しました。

各フランチャイズ領域における主要な製品・商品の販売状況につきましては、以下のとおりです。

- ・腎・透析領域におきましては、「リオナ錠（高リン血症治療剤、鉄欠乏性貧血治療剤）」が8,151百万円と前事業年度に比べ636百万円（8.5%）増加しましたが、「レミッチ（透析患者における経口そう痒症改善剤）」は長期収載品の選定療養制度導入の影響を含む後発品及び競合品の影響に加えて薬価改定もあり1,396百万円と前事業年度に比べ1,329百万円（48.8%）減少しました。
- ・皮膚疾患領域におきましては、「コレクチム軟膏（外用JAK阻害剤）」は小児向け処方を含む販売数量の伸長により8,846百万円と前事業年度に比べ1,395百万円（18.7%）増加し、「アンテベート（外用副腎皮質ホルモン剤）」は5,381百万円と前事業年度に比べ848百万円（18.7%）増加しました。なお、アトピー性皮膚炎（12歳以上）及び尋常性乾癬を適応症として、日本たばこ産業株式会社（以下、「JT」）が2024年6月に日本国内における製造販売承認を取得し、2024年8月に薬価基準に収載されました「グイタマークリーム（アトピー性皮膚炎治療剤、尋常性乾癬治療剤）」につきまして、2024年10月に販売を開始しました。
- ・アレルギー領域におきましては、「シダキュア スギ花粉舌下錠（アレルギー免疫療法薬）」は12,812百万円と前事業年度に比べ1,456百万円（12.8%）増加し、「ミティキュア ダニ舌下錠（アレルギー免疫療法薬）」は11,241百万円と前事業年度に比べ1,092百万円（10.8%）増加しました。

(売上原価、販売費及び一般管理費)

費用面におきましては、売上原価は販売数量が伸長したほか、為替影響及び仕入単価の上昇等により33,719百万円と前事業年度に比べ3,872百万円（13.0%）増加しました。販売費及び一般管理費は、ライセンス契約一時金を研究開発費に計上していた前事業年度との比較となることから研究開発費が減少したものの、売上連動経費及び新製品販売開始に伴う販売促進費等が増加したことにより19,908百万円と前事業年度に比べ152百万円（0.8%）増加しました。

(営業利益、経常利益、当期純利益)

以上の結果、営業利益は6,798百万円と前事業年度に比べ1,762百万円（35.0%）増加しました。経常利益は営業外費用の投資事業組合運用損が増加したものの、営業利益が増加したことにより、6,926百万円と前事業年度に比べ1,618百万円（30.5%）増加しました。当期純利益は前事業年度に政策保有株式の縮減に伴い特別利益に投資有価証券売却益を計上していましたが、経常利益が増加したことにより、5,042百万円と前事業年度に比べ922百万円（22.4%）増加しました。

なお、研究開発費控除前営業利益は9,622百万円と前事業年度に比べ1,096百万円（12.9%）増加しました。

(2) 研究開発・導入活動

当社は、親会社であるJTと医薬事業の研究開発に係る機能分担を行っており、新規化合物の研究開発機能はJTに集中しております。また、当社は、JTと連携して新規導入品の探索及び開発も実施しております。

当事業年度の研究開発費の総額は2,824百万円です。

なお、研究（共同）開発・導入活動の主な進捗及び成果につきましては、以下のとおりです。

(皮膚疾患領域)

尋常性ざ瘡治療薬「TO-210」(Nogra Pharma Limited 開発番号：NAC-GED-0507)

- ・Nogra Pharma Limitedと日本国内における独占的開発・商業化権に関するライセンス契約を締結した「TO-210」につきまして、2024年4月、尋常性ざ瘡を適応症とした日本国内における第Ⅰ相臨床試験を開始しております。

アトピー性皮膚炎治療剤、尋常性乾癬治療剤「バイタマークリーム」

(一般名：タピナロフ、開発番号：JTE-061)

- ・JTと日本国内における共同開発及び販売に関する契約を締結した芳香族炭化水素受容体 (AhR) 調節薬「タピナロフクリーム」につきまして、2024年5月、日本国内で実施中の小児アトピー性皮膚炎患者（2歳以上12歳未満）を対象とした第Ⅲ相臨床試験（比較試験）の速報結果を得ました。得られた速報結果では、有効性の主要評価項目について基剤に対する「タピナロフクリーム」の優越性が確認されました。また、安全性について確認し、忍容性に関して特に大きな問題は認められませんでした。今後、本試験の成績等をもとに、日本国内における製造販売承認申請を目指します。

皮膚疾患治療薬「TO-208」(Verrica Pharmaceuticals Inc. 開発番号：VP-102)

- ・Verrica Pharmaceuticals Inc.と日本国内における独占的開発・商業化権に関するライセンス契約を締結した「TO-208」につきまして、2024年12月、伝染性軟属腫を適応症として、日本国内における製造販売承認申請を実施しております。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度において、総額で964百万円の設備投資等を行いました。

有形固定資産は644百万円、無形固定資産は27百万円及び長期前払費用は291百万円であり、主な内容は生産能力の向上を目的とする委託先の製造設備への投資です。

また、上記以外にも生産能力の向上を目的とする製造委託先の設備投資に対する投資（負担金の前払い）を次のとおり行っております。

所在地	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
兵庫県 神戸市	シダキュア 原薬製造設備	2,715	1,762	自己資金	2024年2月	2025年7月

(4) 資金調達の状況

当事業年度において、増資又は社債の発行等による資金調達は行っておりません。

(5) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

<企業理念>

当社は、長い歴史の中で培ってきた企業風土や各ステークホルダーからの信頼を受け継ぎつつ、将来へ向けても変わらない当社の志を「鳥居薬品の志」と定め、企業理念としております。

また、当社従業員が中心となり策定した「TORII's POLICY」を「鳥居薬品の志」の実現のために大切にする価値観として位置づけるとともに、各ステークホルダーへの責任をバランスよく果たし、満足の総和を高めていくことを表す「4Sモデル」を経営の基本的考え方と位置づけ、「鳥居薬品の志」の実現に向けて取り組んでおります。

1) 企業理念：鳥居薬品の志

患者さんとそのご家族や医療に携わる方々に誠実に向き合い、
患者さんの健康回復と、病に縛られない豊かで笑顔多い人生に貢献する

長い歴史の中で培った皆様からの信頼を受け継ぎながら、
時代や環境に合わせて柔軟に変革・進化し、
私たちだからこそ出来る医療への貢献に挑戦し続ける

2) 大切にしている価値観：TORII's POLICY

- ・つながる“ひと”すべてを大切に
- ・誠実・まじめがトリイのトリエ
- ・全員当事者 脱・評論家
- ・新しいことでもおそれずにやってみよう
- ・すべての経験を糧に、私たちは成長し続ける

3) 経営の基本的考え方：4Sモデル

私たちは、高品質の事業活動によって生み出される資金を循環／拡大することを通じて、お客様、株主、社会、社員の四者に対する責任をバランス良く果たし、満足の総和を高めていきます。

CS (Customer Satisfaction)：お客様に対する責任

より良い薬、正しい情報を医療関係者を通じて患者さんに提供することにより、人々のQOL (Quality Of Life) 向上に貢献するように努めます。

IS (Investor Satisfaction)：株主に対する責任

適時適切に会社情報を開示するとともに、適正な利潤の還元と企業価値の増大を図るように努めます。

SS (Social Satisfaction)：社会に対する責任

高度な倫理観を保持し、社会要請に応じた事業活動を通じて、より良き企業市民となるように努めます。

ES (Employee Satisfaction)：社員に対する責任

個々人を尊重し、成長の機会を均等に与え、公正な評価に基づく処遇を推進することにより、働きがいを実感できるように努めます。

<中長期事業ビジョン「VISION2030」>

当社は、企業理念である「鳥居薬品の志」を実現するために、2030年に向けて当社が目指す姿として「VISION2030」を策定しております。

【中長期事業ビジョン：VISION2030】

医療ニーズを深く理解し、その充足のために
高い専門性と機動力を持って
関係する皆様との共創を最適な形で進め、
価値ある新薬を見いだし届ける
存在感のある製薬企業

「VISION2030」のターゲットである2030年には、計数面では以下の姿を目指します。

- ・売上高：800億円超
- ・営業利益：2032年の過去最高益（133億円）*更新を射程に入れる
※過去最高の営業利益 133億円（2001年3月期）

「VISION2030」の実現と、以降の持続的成長を確実なものとするべく、導入に向けた事業投資に
従来以上に積極的に取り組むとともに、製品の価値を正しく医療関係者や患者さんに伝えるための
社内体制整備や能力向上に取り組んでいく考えです。

引き続き、以下2点を事業戦略とし、これに基づき中期経営計画の各施策を実施しております。

- 1) 導入活動の強化
- 2) 製品価値最大化のための仕組み作り

② 中期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

＜「中期経営計画2024-2026」2024年度の進捗状況＞

当社は、2024年度から2026年度までの3ヶ年を対象期間とする「中期経営計画2024-2026」を策定し、中長期事業ビジョン「VISION2030」の実現に向けて、成長戦略の各施策とステークホルダーからの信頼維持策に取り組んでおります。進捗状況は、以下のとおりです。

計数指標の進捗状況

2024年度 当初計画	2024年度 実績	増減額	VISION2030の 目指す姿
売上高	売上高	+18億円	売上高
586億円	604億円		800億円超
営業利益 (研究開発費控除前) ^{※1}	営業利益 (研究開発費控除前) ^{※1}	+3億円	営業利益 ^{※2}
92億円	96億円		2032年の 過去最高益 ^{※2} 更新を射程に入れる

※1 中期経営計画の利益面の計数指標としては、将来の導入品獲得に向けて、当面は研究開発投資を積極的に実施することから、研究開発費控除前営業利益を設定しております。

※2 「VISION2030」計数目標としては、2030年以降も研究開発投資を継続的に実施するものの、集中的な投資は一定程度完了している予定であることから、営業利益を指標として設定しております。過去最高の営業利益133億円（2001年3月期）。

医薬品業界を取り巻く事業環境は、研究開発の高度化・難化による投資リスクが増大する中で、ウクライナ・中東情勢等の地政学リスクの高まりに伴う資源・原材料価格の高騰、円安を背景とした物価上昇に加え、薬価制度の改革（毎年薬価改定等）、後発品の使用促進の影響等、厳しい事業環境が継続しましたが、「中期経営計画2024-2026」において計画していた各諸施策を着実に遂行し、売上高は604億円、営業利益（研究開発費控除前）は96億円とそれぞれ当初計画を上回ることができました。

また、新薬開発の推進（バイタマー[®]クリーム1%の販売開始、TO-208の製造販売承認申請の実施、TO-210の国内第Ⅰ相臨床試験の実施等）が計画通り進捗する等、中長期事業ビジョン「VISION2030」目標の達成、そして以降の持続的成長に向けた各施策についても着実に取り組んでおります。引き続き、1）導入活動の強化2）製品価値最大化のための仕組み作りを事業戦略とし、これに基づき中期経営計画の各施策を実施してまいります。

主要施策の主なトピックス（2025年2月7日時点）

成長戦略

- 成長期新薬の売上高は着実に伸長
 - ✓ 計数指標である売上高・研究開発費控除前営業利益ともに前年度比2桁%の伸長
- ブイタマー[®]クリーム1%（JTE-061）開発が順調に進捗
 - ✓ 小児アトピー性皮膚炎患者（2歳以上12歳未満）対象の国内第Ⅲ相臨床試験の速報結果を公表（2024年5月）
 - ✓ ブイタマー[®]クリーム1%の日本国内における製造販売承認取得（2024年6月）
 - ✓ ブイタマー[®]クリーム1%の販売開始（2024年10月）
- TO-208開発が順調に進捗
 - ✓ 伝染性軟属腫を適応症とした日本国内における製造販売承認申請を実施（2024年12月）
- TO-210開発が順調に進捗
 - ✓ 国内第Ⅰ相臨床試験を実施（2024年4月開始）

ステークホルダーからの信頼維持

- 安定供給
 - ✓ シダキュア原薬製造設備の増設や花粉採取は当初計画通りに進捗（2023年4月に開始した限定出荷措置は継続）
- コーポレートガバナンスの充実
 - ✓ 監査等委員会設置会社への移行を株主総会承認（2024年3月）
 - ✓ 指名・報酬諮問委員会の設置（2024年3月）
- サステナビリティへの取り組み
 - ✓ サステナビリティ委員会を設置（2025年1月）

<「中期経営計画2025-2027」の概要>

1) 「中期経営計画2025-2027」の策定

当社は、中長期事業ビジョン「VISION2030」の達成に向け、2025年度から2027年度を対象期間とする「中期経営計画2025-2027」を策定しました。「VISION2030」の実現に向けて、前中期経営計画に引き続き成長戦略の各施策とステークホルダーからの信頼維持策に取り組んでまいります。

2) 「中期経営計画2025-2027」主要施策

(1) 成長戦略	(2) ステークホルダーからの信頼維持
1. 成長期新薬の普及・育成・価値最大化 2. 新薬開発の推進 3. 新規導入品の獲得 4. 経営戦略に沿った人事制度等の整備と働き方改革 5. 企業風土改革	1. 安定供給体制の整備・強化 2. 薬事規制の遵守と品質保証 3. コンプライアンスの強化 4. コーポレートガバナンスの充実 5. サステナビリティへの取り組み

3) 計数指標

「VISION2030」の目指す姿の実現に向け、「中期経営計画2025-2027」の計数指標としては、引き続き売上高及び研究開発費控除前の営業利益を設定します。

2025年度 計画	2026年度 ガイダンス ^{※2}	2027年度 ガイダンス ^{※2}
売上高	売上高	売上高
647億円	650～680億円	730～760億円
営業利益 (研究開発費控除前) ^{※1}	営業利益 (研究開発費控除前) ^{※1}	営業利益 (研究開発費控除前) ^{※1}
105億円	80～90億円	110～120億円

(参考)		
営業利益	営業利益	営業利益
41億円	10～20億円	80～90億円

- ※1：中期経営計画の利益面の計数指標としては、将来の導入品獲得に向けて、当面は研究開発投資を積極的に実施することから、研究開発費控除前営業利益を設定しております。
- ※2：薬価に関しては複数シナリオが考えられるものの、本ガイダンスにおいては2026年に市場拡大再算定によりシダキュア・ミティキュアが15%程度の薬価引き下げとなる前提で策定しております。なお、現時点で市場拡大再算定について決定した事実はありません。

③ 企業価値向上に向けた取り組み

1) 企業価値向上に向けた目標と取り組みについて

2025年2月7日付「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応を含む企業価値向上に向けた取り組みの更新について」にて開示のとおり、当社は、更なる企業価値向上を実現するために、以下の目標を設定し、中長期事業ビジョン「VISION2030」の目指す姿の実現、ROEの改善、株主還元、コーポレートガバナンスの充実等、様々な取り組みを実施しております。

※具体的な取り組みについては当社ホームページの「企業価値向上に向けた取り組み」(<https://www.torii.co.jp/ir/value/>)をご参照ください。

目標
(1) 中長期事業ビジョン「VISION2030」計数目標の達成 (「売上高：800億円超」, 「営業利益：2032年の過去最高益（133億円）更新を射程に入れる」)
(2) 2030年以降、早期にROE 8 %以上を実現 (なお、具体的なROE目標値と達成時期は、集中的な事業投資が一定程度進捗し、中長期的な成長を見通すことが可能となる時期にお示しする予定です)
(3) 事業投資を通じた売上及び利益成長を重視しつつ、同業他社と遜色のないDOE（株主資本配当率）水準（現時点では3.5%程度）を実現 (なお、具体的な目標達成時期は、集中的な事業投資が一定程度進捗し、中長期的な成長を見通すことが可能となる時期にお示しする予定です)

2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する適正な利潤の還元を経営の重要課題と認識しております。株主還元については、継続的かつ安定的な配当の実施を基本方針としつつ、事業投資を通じた中長期的な企業価値の向上を実現することが株主の期待に応えることになると認識しております。

当期の配当につきましては、当期の業績は堅調であったものの、2027年度までを集中的な事業投資期間とした位置づけに変更はなく、今後も新薬の導入をはじめとした積極的な事業投資を実行する方針であり、当面の間、一定水準の手元資金の確保が必要であることから、従前からお示ししている通り、1株当たり年間120円（中間配当金60円は実施済み、期末配当金60円）を予定しております。

株主還元につきましては、継続的かつ安定的な配当の実施を基本方針としつつ、更なる充実を図る考えであり、引き続き、開発パイプラインの充実度合や財務状況等を定期的に評価しながら中長期的なDOE（株主資本配当率）の向上に努め、将来的に同業他社と遜色のないDOE水準（現時点では3.5%程度）を目指してまいります。（なお、具体的な達成時期につきましては、集中的な事業投資の進捗及び中長期事業ビジョン「VISION2030」の達成が一定程度見通すことが可能となる時期にお示しする予定です。）

自己株式取得等の追加の株主還元は、将来への見通し、事業環境、投資の進捗等を総合的に勘案した上で、実施の是非や規模を検討いたします。

また、次期の配当につきましては、1株当たり年間120円（中間配当金60円、期末配当金60円）の配当を実施する予定ですが、開発パイプラインの充実度合や財務状況等を評価し、株主還元方針に基づき総合的に検討・判断してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第130期 2021年度	第131期 2022年度	第132期 2023年度	第133期 2024年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	46,987	48,896	54,638	60,426
当 期 純 利 益 (百万円)	3,374	3,944	4,119	5,042
1株当たり当期純利益(円)	120.13	140.39	146.60	179.38
総 資 産 額 (百万円)	130,810	133,689	133,432	140,664
純 資 産 額 (百万円)	117,015	119,224	120,134	121,533
1株当たり純資産額(円)	4,165.38	4,243.08	4,274.45	4,323.33

(注) 第131期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はJTです。JTは当社の株式15,398.8千株（議決権比率54.8%）を保有しております。

なお、当社は、親会社であるJTと医薬事業の研究開発に係る機能分担を行っており、新規化合物の研究開発機能はJTに集中しております。また、当社は、JTと連携して新規導入品の探索及び開発も実施しております。製造・販売機能は当社が担っております。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

③ 親会社との間の取引に関する事項

親会社との主な取引として医薬品の仕入等があります。当該取引を行う際におきましては、他社との取引と同様に、適正な価格水準、取引条件により行っており、品目毎に契約を締結しております。なお、当該契約は、環境の変化に応じて適宜適切にこれを見直しております。

また、キャッシュ・マネージメント・システム（CMS）につきましては、資金決済等の手段として、手数料等を勘案のうえ有利な取引先の一つとして、当社独自の判断で活用しております。CMSにつきましては、資金決済口座としての用途に照らし、CMSを利用することのメリット（支払手数料の軽減、有利な為替レートでの為替予約等）も勘案の上、必要となる限度額で活用することとしております。

なお、親会社との重要な取引に係る決定を行う場合には、必要に応じて外部の有識者から見解を入手したうえ、親会社と利害関係を有しない社外役員に意見を求める等の措置を講ずることとしております。

これらの取引は、取締役会等が当社の社内規程に基づき、当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性について問題はないものと考えております。

(8) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

医薬品の製造、販売

(9) 主要な事業所（2024年12月31日現在）

本	社	東京都中央区
支	社	北海道東北支社（宮城県仙台市）、関東信越支社（埼玉県さいたま市）、 南首都圏支社（東京都中央区）、中部支社（愛知県名古屋市）、 関西支社（大阪府大阪市）、中四国支社（広島県広島市）、 九州支社（福岡県福岡市）

(10) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減
592名	9名増

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数です。

(11) 主要な借入先（2024年12月31日現在）

該当事項はありません。

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 54,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,800,000株 (自己株式688,768株を含む)
- (3) 株主数 4,434名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 た ば こ 産 業 株 式 会 社	15,398,800株	54.77%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,448,600株	5.15%
立 花 証 券 株 式 会 社	901,100株	3.20%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行(信託口)	704,900株	2.50%
C E P L U X - T H E I N D E P E N D E N T U C I T S P L A T F O R M 2	450,000株	1.60%
東 海 東 京 証 券 株 式 会 社	323,900株	1.15%
鳥 居 薬 品 従 業 員 持 株 会	272,635株	0.96%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE A C C F O R T H I R D P A R T Y	255,000株	0.90%
松 井 証 券 株 式 会 社	249,700株	0.88%
R E F U N D 1 0 7 - C L I E N T A C	243,600株	0.86%

- (注) 1. 当社は、自己株式を688,768株保有しておりますが、上表には含めておりません。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数 (28,111,232株) を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 株主名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の状況は次のとおりです。

区 分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員である取締役 及び社外取締役を除く)	3,750	2

(注) 上記の株式は、当社の譲渡制限付株式報酬として交付されたものです。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2024年12月31日現在）

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
松 田 剛 一	代表取締役社長	
近 藤 紳 雅	代表取締役副社長	
松 村 卓 治	取 締 役 (監 査 等 委 員)	弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー） 株式会社文化放送監査役 株式会社モスフードサービス社外監査役
真 鍋 美 穂 子	取 締 役 (監 査 等 委 員)	財務コンサルタント（個人事業主）
藤 田 研 一	取 締 役 (監 査 等 委 員)	株式会社K－B R I C & A s s o c i a t e s 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）松村卓治、真鍋美穂子及び藤田研一は、社外取締役です。
2. 取締役（監査等委員）真鍋美穂子は、CFA（Chartered Financial Analyst）の資格を有しており、また、金融業界における長年の業務経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
3. 取締役（監査等委員）松村卓治、真鍋美穂子及び藤田研一は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査等委員会の運営及び監査業務を補助するための事務局を設置し、専従1名、兼務1名の補助使用人を配置しております。事務局を設置することにより、重要会議への出席や重要書類の閲覧等を通じた日常的な情報収集、執行部門からの定期的な業務報告の聴取等において監査等委員会の職務を補助する体制を整えているほか、監査部及び内部統制部門と連携し、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定していません。
5. 取締役（監査等委員）松村卓治は、2024年9月1日付で株式会社Log Prostyleの社外監査役を退任いたしました。
6. 取締役（監査等委員）藤田研一は、2024年6月28日付で株式会社アウトソーシングの社外取締役を、また、2024年7月30日付でE N E C H A N G E 株式会社の社外取締役を退任いたしました。
7. 当社は2024年3月27日開催の第132回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役 山本賢、出雲栄一及び松村卓治は任期満了により退任し、このうち松村卓治が取締役（監査等委員）に選任され、就任しております。
8. 当社は、業務執行における意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入しており、2024年12月31日現在の執行役員は以下のとおりです。

氏 名	地 位	担 当
掛 江 敦 之	常 務 執 行 役 員	価値創造グループリーダー
藤 原 勝 伸	常 務 執 行 役 員	医薬営業グループリーダー
西 野 範 昭	執 行 役 員	信頼性保証グループリーダー
松 田 浩 二	執 行 役 員	生産グループリーダー
有 川 伸 一 郎	執 行 役 員	企画・支援グループリーダー

9. 取締役（監査等委員）藤田研一は、当事業年度末日後の2025年1月6日付で株式会社GreenBridge Solutionsの代表取締役兼CEOに就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）松村卓治、真鍋美穂子及び藤田研一との間で、当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額です。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害（被保険者の業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を指します。）を当該保険により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求の場合等、一定の免責事由があるほか、一定の免責金額が定められております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」）を定めております。
当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等については、取締役（監査等委員である取締役を除く）の月額報酬額及び業績等に基づく賞与額を取締役会から委任を受けた代表取締役社長である松田剛一が、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬を取締役会がそれぞれ決定しております。取締役会としては、以下の決定方針の概要に記載の手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等が決定されていることから、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。
決定方針の概要は以下のとおりです。

<取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬について>

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、外部機関による報酬調査などの客観的なデータや当社社員の報酬水準とのバランス等を考慮し、報酬水準の決定を行います。また、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブとなるよう月額報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬の割合について決定を行います。
- ・業務執行取締役の報酬は、役位別に月額報酬と賞与で構成します。
- ・当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）は譲渡制限付株式報酬制度の対象とします。
- ・非業務執行取締役の報酬は、業務執行からの独立性を確保する観点から役位別の月額報酬のみとします。

<業務執行取締役の賞与について>

- ・賞与は、個人評価反映部分（月額報酬を基準額とし2を乗じ、個人評価の結果により±1）と、毎年の業績連動部分（月額報酬を基準額とし2を乗じ、業績の達成度により±2）で構成します。
- ・毎年の業績連動部分の指標は、以下の理由により、売上高及び研究開発費控除前の営業利益とします。
 - *売上高、営業利益は、業績結果が直接反映される経営指標であるとともに、「VISION2030」の計数目標である「売上高：800億円超」、「営業利益：2032年の過去最高益（133億円）更新を射程に入れる」と連動していること
 - *研究開発費控除前の営業利益は、「中期経営計画2024－2026」で掲げている指標と連動していること
- ・賞与計算式については、以下のとおりとします。
基本部分（役位別月額報酬に基づく賞与基準額×個人評価結果に基づく係数（1～3））＋業績連動部分（役位別月額報酬に基づく賞与基準額×事業年度の売上高計画に対する当該事業年度終了後の達成率に応じた係数（0～2）＋役位別月額報酬に基づく賞与基準額×事業年度の研究開発費控除前の営業利益（計画）に対する当該事業年度終了後の達成率に応じた係数（0～2））

<取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の具体的な金額の決定方法について>

取締役（監査等委員である取締役を除く）の月額報酬額及び業績等に基づく賞与額については、2024年3月27日開催の第132回定時株主総会で承認された報酬額の範囲内で、上述の決定方針等に基づき、個人別に決定することとし、その具体的な金額及び支給時期については、当社社員の報酬水準とのバランス等を考慮する必要があること、代表取締役社長が業務執行取締役及び執行役員の個人評価を行うことから代表取締役社長である松田剛一に一任することとします。なお、当該決定が適切に行われるよう、事前に独立社外取締役に説明し、承認を得るとともに、独立社外取締役のみで構成する指名・報酬諮問委員会においても審議することとします。

<取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の決定方法について>

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬については、2024年3月27日開催の第132回定時株主総会で承認された内容に基づき、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分を取締役会において決定します。

なお、当該譲渡制限付株式報酬は、取締役会決議に基づいて支給される譲渡制限付株式に係る金銭債権の全部を現物出資財産として払込むことにより、当社の普通株式を付与するものです。譲渡制限期間は、3年間から20年間までの間で取締役会が予め定める期間であり、退任等（正当な理由がある場合を除く）、一定の事由に該当した場合は、付与した株式を当社が無償で取得します。

② 監査等委員である取締役の報酬について

監査等委員である取締役の報酬は、常勤・非常勤別に月額報酬のみとし、監査等委員会の協議により決定します。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

<監査等委員会設置会社移行前>

取締役の賞与を含めた報酬額については、2007年6月21日開催の第115回定時株主総会での決議により、年額300百万円以内となっております。なお、決議当時の対象取締役は5名となります。また、これとは別枠で、2018年3月28日開催の第126回定時株主総会での決議により、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額は年額66百万円以内となっております。なお、決議当時の対象取締役は8名となります。

監査役の報酬額については、2007年6月21日開催の第115回定時株主総会での決議により、年額72百万円以内となっております。なお、決議当時の対象監査役は4名となります。

<監査等委員会設置会社移行後>

取締役（監査等委員である取締役を除く）の賞与を含めた報酬額については、2024年3月27日開催の第132回定時株主総会での決議により、年額300百万円以内となっております。なお、決議当時の対象となる取締役は2名となります。また、これとは別枠で、2024年3月27日開催の第132回定時株主総会での決議により、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額は年額66百万円以内となっております。なお、決議当時の対象となる取締役は2名となります。

監査等委員である取締役の報酬額については、2024年3月27日開催の第132回定時株主総会での決議により、年額90百万円以内となっております。なお、決議当時の対象となる監査等委員である取締役は3名となります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等 (賞与)	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	
取締役 (監査等委員である 取締役を除く) (うち社外取締役)	106 (6)	66 (6)	26 (―)	13 (―)	4 (2)
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	27 (27)	27 (27)	―	―	3 (3)
監査役 (うち社外監査役)	11 (5)	11 (5)	―	―	3 (2)

- (注) 1. 当社は2024年3月27日開催の第132回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。監査役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものです。
2. 対象となる役員の員数には、2024年3月27日開催の第132回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役3名を含んでおります。なお、2024年12月31日現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）の人数は2名であり、監査等委員である取締役の人数は3名です。
3. 2024年3月27日開催の第132回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し、監査等委員である取締役に就任した松村卓治については、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員である取締役在任期間分は監査等委員である取締役に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めております。
4. 業績連動報酬等（賞与）の当事業年度における業績連動部分の指標の目標と実績は、以下のとおりです。なお、当事業年度における業績連動部分の指標の目標は、売上高、研究開発費控除前の営業利益の期初計画を指しております。

評価指標	評価基準	評価割合 (%)	目標 (億円)	実績 (億円)
売上高	売上高の目標に対する当事業年度終了後の達成度 (541億円未満～631億円以上)	50.0	586	604
研究開発費控除前の営業利益	研究開発費控除前の営業利益の目標に対する当事業年度終了後の達成度 (70億円未満～115億円以上)	50.0	92.5	96.2

5. 非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の額は、譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る当事業年度の費用計上額です。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係
記載すべきものではありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
記載すべきものではありません。
- ③ 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 村 卓 治	当事業年度の取締役会には、15回中15回出席し、また、監査役会には、4回中4回、監査等委員会には、10回中10回出席し、主に弁護士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行うことにより、社外取締役として経営の監督・監査の役割を適切に果たしております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	真 鍋 美穂子	2024年3月27日の取締役（監査等委員）就任以降に開催された当事業年度の取締役会には、12回中12回出席し、また、監査等委員会には、10回中10回出席し、主に金融業界における長年の業務経験により培ってきた見識・経験に基づき、適宜発言を行うことにより、社外取締役として経営の監督・監査の役割を適切に果たしております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	藤 田 研 一	2024年3月27日の取締役（監査等委員）就任以降に開催された当事業年度の取締役会には、12回中12回出席し、また、監査等委員会には、10回中10回出席し、主に経営者として培ってきた見識・経験に基づき、適宜発言を行うことにより、社外取締役として経営の監督・監査の役割を適切に果たしております。

- ④ 親会社又は親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額
記載すべきものではありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 39百万円
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 40百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. ②の金額には、内部統制アドバイザー業務についての対価1百万円が含まれております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である内部統制アドバイザリー業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に基づき同意しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められるときは、監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

その他、会計監査人が職務を遂行することが困難と認められるときや、当社にとってより適切な監査体制の整備が必要と判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制に関する事項

業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容の概要及び当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。なお、当社は、2024年3月27日開催の第132回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しており、以下の記載は移行後の内容となります。

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定の内容の概要

- ・当社におけるコーポレートガバナンスとは、企業理念である「鳥居薬品の志」及び経営の基本的考え方である「4Sモデル」の下、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、経営環境の変化に迅速かつ適切に対処し、公正かつ透明な経営を実行するための仕組みのことです。
- ・当社は、コーポレートガバナンスの充実が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるものと認識しております。
- ・当社は、親会社である日本たばこ産業株式会社のグループ運営の方針を尊重しつつ、上場企業としての経営の自主性・独立性を確保します。
- ・当社は、上記考え方にに基づき、実効性のあるガバナンス体制の構築の観点から、内部統制システムの構築に関する基本方針の運用・整備に努めるものとします。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

＜コンプライアンス体制＞

当社は、コンプライアンスの推進を重要な経営課題の一つとして認識し、その実効性を高めるため、コンプライアンス体制に関する規則を整備し、取締役会に直結する機関として、取締役及びグループリーダーで構成するコンプライアンス委員会（委員長は社長）を設置し、また、全社に関するコンプライアンス推進活動を所管するコンプライアンス推進部を設置します。

- ・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの推進状況等を把握し、コンプライアンスの推進に関する重要事項を審議・決定しますが、重大なコンプライアンス違反又はそのおそれがあると認められる行為に対する所要の措置等については取締役会に上程します。
- ・コンプライアンス推進部は、法令等の遵守を徹底するほか、取締役及び使用人が共有すべき価値観、倫理観及び遵守すべき規準を記載した指針等を作成・配付のうえ積極的かつ継続的に教育・啓発活動を行います。
- ・法令違反等の事実又はそのおそれを早期に認識するため、社内及び社外に通報窓口等を設置し、通報があった場合には調査を行い、必要な措置を講じます。

＜財務報告の信頼性を確保するための体制＞

金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を構築します。なお、監査部と財務報告に係る内部統制所管部門は、会計監査人と協議のうえ年間計画等を作成し、進捗管理を行うことで連携を図ります。

＜内部監査体制＞

内部監査については、監査部が所管し、社長直属の組織として客観的な観点から、重要性及びリスクを考慮して、経営活動全般にわたる管理・運営の制度及び業務執行状況を検討評価し、社長及び監査等委員会に対して、その結果に基づく情報の提供並びに改善等の提言を行います。また、監査部は、内部監査計画・実績の共有や意見交換の場等を通じて、監査等委員会、会計監査人及び取締役（独立社外取締役を含む）との連携を行います。

＜適時開示体制＞

金融商品取引法等の規定に基づく情報開示については、原則として、経営企画部が所管し、取締役会又は社長若しくは情報統括管理責任者（企画・支援グループリーダー）の承認を得て公表を行います。

＜独立社外取締役のみの会合等＞

独立社外取締役は、情報交換・認識共有を図るため、独立社外取締役のみの会合を行うとともに、取締役会以外の場合、その他取締役との意見交換等を行います。

＜会計監査人との会合等＞

会計監査人による適正な監査を担保するため、会計監査人と代表取締役及び独立社外取締役等との会合等を行います。

＜その他＞

職務の執行に係る重要な案件を決定する場合は、必要に応じて外部の専門家（弁護士等）に相談し、適法性を確保します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、職務の執行に係る決裁文書その他の重要な情報について、法令及び情報管理・文書管理等に関する社内規則に従い、適切な取り扱いを行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・常にリスク情報を収集し、危機の早期発見に努めるとともに、平時より損失の最小化を図るために、物理的対策、教育等による人的対策、保険による損失の転嫁を含め不断の危機対策を行います。
- ・より実効的な危機管理を行うために、危機管理に関する包括的規則及び個別危機事象に対する対応規則・マニュアル等の制定及び継続的な見直しを行います。
- ・危機の早期認識のため緊急連絡体制を整備し、危機発生に際しては、危機管理に関する規則に基づき緊急対策本部を立ち上げ、緊急対策本部長に当該危機に対応する意思決定権限を持たせる体制とします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

＜取締役会＞

- ・取締役会は、原則毎月1回開催しますが、必要に応じて機動的に開催します。
- ・取締役会は、法令及び定款に定められた事項並びに重要な事項の決定、取締役の職務の執行の監督を行い、また、代表取締役及び業務執行取締役から職務執行状況の報告を受けます。

＜権限委譲と責任体制＞

- ・経営会議は、原則毎週1回開催し、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行います。
- ・社内規則に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われるために適切と考えられる組織を設け、職制を配置し、権限を業務執行者に付与し、円滑な業務運営を図ります。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社と親会社である日本たばこ産業株式会社（うち医薬事業部門）とは、医薬品に関する製品及びサービスにおいて、各々の強みを生かし、当社は主に製造と販売の機能を担っており、親会社は研究開発の機能を担っています。この機能分担は、当社の企業理念を遂行するうえで最適化を図るためのものであり、この機能分担により一定の独立関係を確保しつつ、かつ協力関係を保ちながら、適正に業務を遂行します。
- ・主要株主との取引は、社内規程に基づき、取締役会等において決定し、年間の取引実績を取締役に報告します。なお、主要株主との取引等に係る決定を行う場合には、必要に応じて、外部の有識者から見解を入手したうえで、主要株主と利害関係を有しない社外役員に意見を求める等の措置を講じます。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会にその職務を補助すべき使用人が必要な場合は、監査等委員会と協議のうえ必要な人員を配置します。また、当該使用人の監査業務の専門性、取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人の選定（人事異動）及び評価、懲戒にあたり監査等委員会の同意を得ます。

- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合に、当該事実が、速やかに監査等委員会に伝わるよう、以下の体制とします。

- ・監査等委員である取締役及び監査等委員会が指定する補助使用人は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席できます。
- ・監査等委員会から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応します。なお、監査等委員会からの求めにより、取締役は毎年度末に職務執行状況に関する確認書を提出します。
- ・情報交換及び意思疎通を図るため、監査等委員会と代表取締役との定期会合及び他の取締役（独立社外取締役を含む）、執行役員、理事、部門長等と面談をする機会を確保します。
- ・監査部は、監査計画の策定とその計画に基づいた監査実施活動について監査等委員会と連携を図るとともに、監査等委員会に対し業務監査結果等の報告を行います。
- ・コンプライアンス推進部は、監査等委員会に対して、内部通報の状況等を定期的に報告します。

- ⑧ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことについて周知徹底します。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役が費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。また、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保すべく予算を措置します。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と会計監査人は、定期あるいは随時に会合を行い、監査報告書の説明、監査計画等について情報交換等を行い、連携を図ります。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況

当社は、良き企業市民として、より良き社会の実現のため、「市民社会の秩序又は安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を排除するとともに、断固として対決する」「これらの活動を助長するような行為を行わない」「トラブル等が発生した場合は会社をあげて立ち向かう」旨を周知徹底します。

社内体制としては、各拠点に担当者を配置し、研修受講のほか、随時、関係行政機関や顧問弁護士等との連携を図ります。また、適切な対応を行うために「対応マニュアル」を定め、常時閲覧可能とします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンス推進活動の状況、内部通報の内容・対応等につき、コンプライアンス推進部等から報告等を行っております。
- ② カルバン錠の販売価格の決定に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、2020年3月5日に公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。当社は、独占禁止法違反の再発防止措置の実施計画に基づき、独占禁止法に関する研修、定期的な監査（モニタリング）等を実施し、適切に再発防止策が講じられていることを確認しております。
- ③ 取締役会を15回開催し、重要事項の決定等を行っております。また、経営会議を22回開催し、重要事項の審議等を行っております。なお、本会議体等の場において、損失を伴うおそれのあるリスク情報とその対応の報告、検討を行っております。
- ④ 金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制システムを整備・運用し、一部のプロセスを除き、評価は終了しております。
- ⑤ 監査等委員会と協議及び同意を得た結果、監査等委員会の運営及び監査業務を補助するための事務局を設置し、専従1名、兼務1名の補助使用人を配置しております。補助使用人については、監査等委員会の指示・命令の下、会社からの指揮を受けることなく業務を行う体制としております。
- ⑥ 監査部は、四半期毎に監査等委員会へ監査計画及び内部監査の進捗状況等を報告するとともに、社長及び会計監査人と定期あるいは随時に会合を行っております。また、取締役会へ当事業年度の監査結果、翌事業年度の計画を報告しております。
- ⑦ 監査等委員である取締役及び監査等委員会が指定する補助使用人は、重要な会議への出席のほか、監査部、内部統制部門、会計監査人と定期あるいは随時に会合を行うとともに、代表取締役との定期会合、執行役員等との面談・意見交換も実施しております。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた対応として、社内のイントラネットを通じて、社員への教育を実施しております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	94,640	流 動 負 債	18,153
現 金 及 び 預 金	3,319	買 掛 金	10,448
受 取 手 形	7	リ ー ス 債 務	148
売 掛 金	31,061	未 払 金	4,904
有 価 証 券	39,979	未 払 費 用	472
商 品 及 び 製 品	10,650	未 払 法 人 税 等	1,075
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,567	預 り 金	287
前 払 費 用	1,225	賞 与 引 当 金	468
そ の 他	4,829	役 員 賞 与 引 当 金	27
固 定 資 産	46,023	資 産 除 去 債 務	7
有 形 固 定 資 産	2,451	そ の 他	311
建 物	820	固 定 負 債	976
構 築 物	1	リ ー ス 債 務	281
機 械 及 び 装 置	0	退 職 給 付 引 当 金	394
車 両 運 搬 具	0	資 産 除 去 債 務	61
工 具, 器 具 及 び 備 品	198	そ の 他	239
土 地	344	負 債 合 計	19,130
リ ー ス 資 産	1,086	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	321	株 主 資 本	121,119
借 地 権	69	資 本 金	5,190
ソ フ ト ウ エ ア	222	資 本 剰 余 金	6,473
そ の 他	29	資 本 準 備 金	6,416
投 資 そ の 他 の 資 産	43,249	そ の 他 資 本 剰 余 金	57
投 資 有 価 証 券	33,197	利 益 剰 余 金	110,813
長 期 前 払 費 用	6,638	利 益 準 備 金	1,297
前 払 年 金 費 用	129	そ の 他 利 益 剰 余 金	109,516
繰 延 税 金 資 産	805	別 途 積 立 金	56,130
そ の 他	2,479	繰 越 利 益 剰 余 金	53,386
資 産 合 計	140,664	自 己 株 式	△ 1,358
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	414
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	414
		純 資 産 合 計	121,533
		負 債 純 資 産 合 計	140,664

損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		60,426
売上原価		33,719
売上総利益		26,707
販売費及び一般管理費		19,908
営業利益		6,798
営業外収益		
受取利息	4	
有価証券利息	353	
受取配当金	106	
その他の	22	486
営業外費用		
支払利息	0	
為替差損	81	
投資事業組合運用損	267	
その他の	10	358
経常利益		6,926
特別損失		
固定資産除却損	200	200
税引前当期純利益		6,725
法人税，住民税及び事業税	1,619	
法人税等調整額	63	1,682
当期純利益		5,042

独立監査人の監査報告書

2025年2月6日

鳥居薬品株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鳥居薬品株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第133期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月13日

鳥居薬品株式会社 監査等委員会

監査等委員 松村 卓治

監査等委員 真鍋美穂子

監査等委員 藤田 研一

- (注) 1. 監査等委員 松村 卓治、真鍋美穂子及び藤田 研一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、2024年3月27日開催の第132回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2024年1月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

第133回定時株主総会会場ご案内



会場：東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号
トリイ日本橋ビル
当社本社 10階会議室

電話：(03) 3231-6811(代表)

本年は株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意は
ございません。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

交通のご案内

- JR総武線快速「新日本橋」駅
6番出口より徒歩1分
- 東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅
A10出口より徒歩2分
- JR山手線・京浜東北線・中央線快速「神田」駅
東口より徒歩7分

※本総会用の駐車場はございませんので
お車でのご来場はご遠慮願います。



鳥居薬品株式会社

